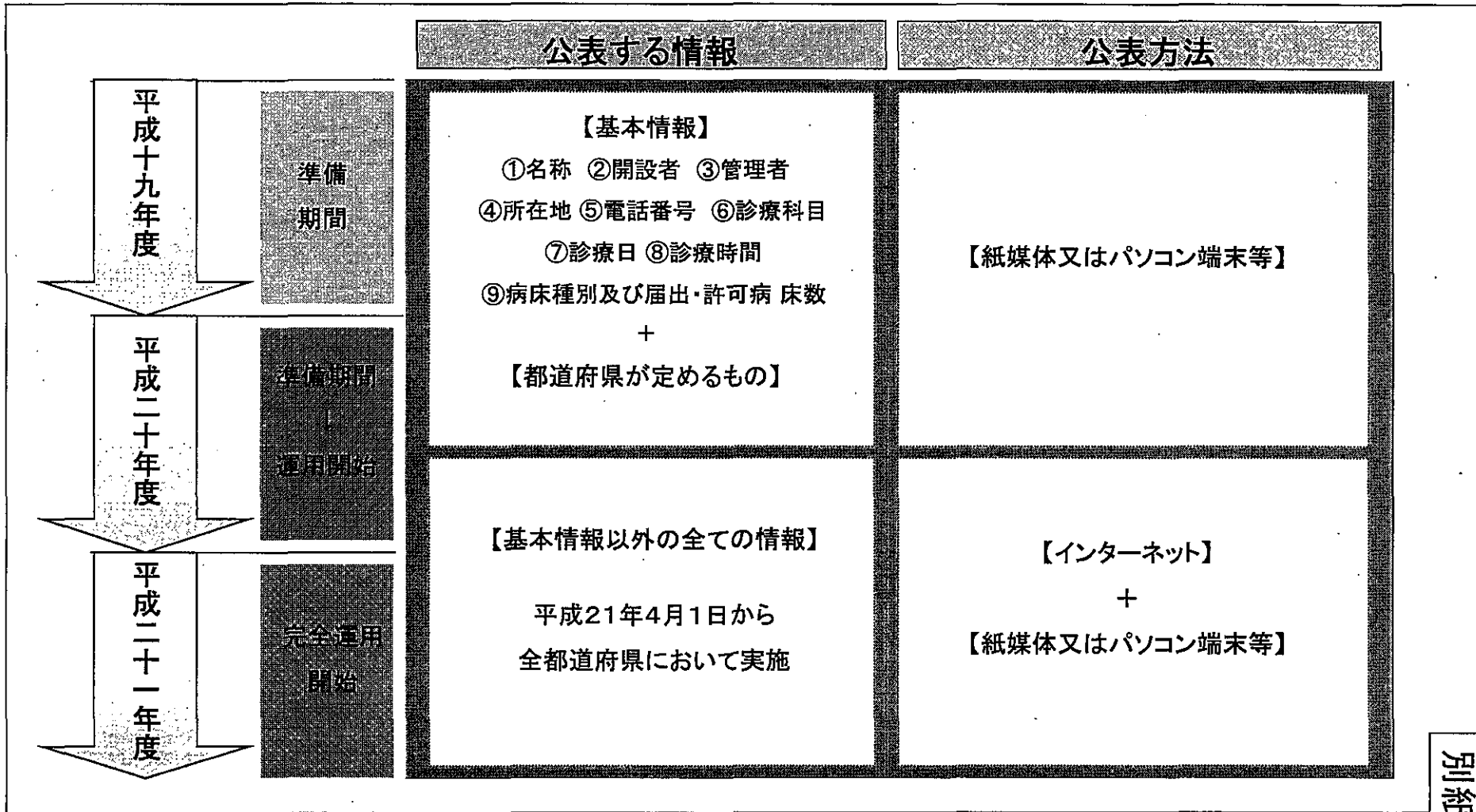


医療機能情報提供制度[施行スケジュール]



別紙2

医療機能情報提供制度公表状況[平成21年1月9日現在]

(1)基本情報については、全都道府県において公表済(インターネット又は紙媒体)

(①名称、②開設者、③管理者、④所在地、⑤電話番号、⑥診療科目、⑦診療日、⑧診療時間、⑨病床種別及び届出・許可病床数)

(2)提供サービス、医療の実績等の全ての情報については、平成20年度中においてインターネットにより公表することとされており、現在、24団体において公表済み、23団体において準備中

都道府県名	準備状況	サービスの名称	都道府県名	準備状況	サービスの名称	都道府県名	準備状況	サービスの名称
北海道	公表済	北海道医療機能情報システム	石川県	H21.3 公表予定	未定	岡山県	公表済	岡山県医療機能情報提供システム
青森県	H21.3 公表予定	未定	福井県	H21.3 公表予定	医療情報ネットふくい	広島県	H21.3 公表予定	広島県医療機能情報システム
岩手県	公表済	いわて医療情報ネットワーク	山梨県	公表済	山梨県医療機能情報提供制度	山口県	H21.3 公表予定	未定
宮城県	H21.3 公表予定	宮城県医療機関選択支援システム	長野県	H21.3 公表予定	ながの医療情報ネット	徳島県	H21.3 公表予定	医療とくしま情報箱
秋田県	公表済	あきた医療情報ガイド	岐阜県	H21.2 公表予定	ぎふ医療施設ポータル	香川県	H21.3 公表予定	未定
山形県	公表済	山形県医療機関情報ネットワーク	静岡県	H21.3 公表予定	医療ネットしずおか	愛媛県	H21.3 公表予定	えひめ医療情報ネット(仮)
福島県	公表済	福島県総合医療情報システム	愛知県	公表済	あいち医療情報ネット	高知県	公表済	高知県医療機能情報提供制度
茨城県	H21.3 公表予定	未定	三重県	H21.3 公表予定	医療ネットみえ	福岡県	公表済	ふくおか医療情報ネット
栃木県	公表済	とちぎ医療情報ネット	滋賀県	公表済	滋賀県医療機能情報システム	佐賀県	H21.2 公表予定	99さがネット
群馬県	H21.3 公表予定	未定	京都府	公表済	京都医療健康よろずネット	長崎県	H21.3 公表予定	ながさき医療機関情報システム
埼玉県	公表済	埼玉県医療機能情報提供システム	大阪府	公表済	大阪府医療機関情報システム	熊本県	H21.3 公表予定	熊本県医療機能情報検索システム
千葉県	H21.2 公表予定	千葉県医療情報提供システム	兵庫県	H21.2 公表予定	兵庫県医療機関情報システム	大分県	H21.3 公表予定	未定
東京都	公表済	東京都医療機関案内サービスひまわり	奈良県	公表済	なら医療情報ネット(奈良県医療機能情報公表システム)	宮崎県	公表済	みやざき医療ナビ
神奈川県	公表済	かながわ医療情報検索サービス	和歌山県	H21.3 公表予定	わかやま医療情報ネット	鹿児島県	H21.3 公表予定	未定
新潟県	公表済	にいがた医療情報ネット	鳥取県	公表済	鳥取県福祉施設等情報公表サービス	沖縄県	公表済	沖縄うちなあ医療ネット
富山県	公表済	とやま医療情報ガイド	島根県	公表済	島根県医療機能情報システム			

別紙3

※ 網掛けは未公表の自治体

3. 救急医療・周産期医療等の確保について

(1) 周産期救急医療の充実について

- 昨年、東京都において妊婦搬送の受入困難事例が相次いだ。国民が安心・安全に出産に臨むことができるよう、周産期救急医療の充実について早急に対策を講ずる必要がある。

(周産期医療と救急医療の確保と連携に関する懇談会)

- 東京都の受入困難事例を受け、厚生労働省から各都道府県あてに「東京都の妊婦死亡事案を受けた周産期救急医療体制の確保について」（平成20年10月27日付け医政指発第1027001号・雇児母発第1027001号）を発出し、周産期母子医療センターの診療体制、院内の周産期医療部門と救急医療部門の連携状況、地域の医療機関との連携状況等を確認し、必要があれば改善を図るようお願いしたところである。各都道府県からの確認結果の報告を見ると、
 - ・ 母体・新生児の搬送受入れができなかった理由として、9割以上の周産期母子医療センターが「NICU満床」を挙げている。
 - ・ 夜間・土日の医師の当直体制では、産科と新生児科でそれぞれ「医師一人」という周産期母子医療センターがある。
 - ・ 周産期救急情報システムと救急医療情報システムの連携が十分ではない自治体がある。
 - ・ 周産期医療ネットワークの他県との連携が十分ではない自治体がある。等の課題がある（関係資料・指-21～46）。各都道府県においては、引き続き、周産期母子医療センターの必要な改善等が図られるよう対応方願います。

- 昨年11月から、周産期救急医療のあり方等について「周産期医療と救急医療の確保と連携に関する懇談会」で検討が行われてきたところである。同懇談会報告書を踏まえ、周産期医療対策事業の見直しやNICU増床等について、各都道府県あてに通知を発出する予定であるので、各都道府県においては、(2)の補助事業を積極的に活用し、地域の実情を踏まえた対策を講じるようお願いする。

(大学病院の周産期医療体制整備計画)

- 文部科学省が大学病院の周産期医療体制整備計画を策定し、大学病院のNICU増床等を行うこととしている（関係資料・指-47）。各都道府県においては、大学病院のNICU等の増床許可等の対応をお願いする。

(医療と消防の連携強化)

- 救急患者が円滑に受け入れられるよう、地域における救急搬送・受入ルールの策定など、医療と消防の連携強化について総務省消防庁とともに検討しているところである。今後、検討結果を受け、各都道府県に対応をお願いする予定であるので、留意願いたい。

(2) 予算補助事業の充実について

(平成20年度第一次補正予算、第二次補正予算案)

- 平成20年度第一次補正予算において、管制塔機能を担う救急医療機関に対する支援事業を計上している。

また、平成20年度第二次補正予算案において、緊急ヘリポート施設整備事業（管制塔機能を担う医療機関にヘリポートを設置する場合に必要な費用を助成）を計上している。

(平成21年度予算案)

- 平成21年度予算案において、救急医療対策及び周産期医療対策として、次のような事業に約205億円（平成20年度予算：約100億円）を計上している。

(救急医療対策)

- ① 救急医療（周産期救急医療を含む。）の中でも特に過酷な夜間・休日の救急を担う勤務医の手当に対する支援
- ② 管制塔機能を担う救急医療機関に対する支援事業（平時から地域全体の医療機関の専門性に関する情報を共有し、病状に応じた適切な医療を提供できる医療機関・診療科へ患者を紹介する体制を整備し、救急患者の受入れ実績等を踏まえた支援や、地域の診療所医師の救急医療への参画に対する支援を行う）
(関係資料・指-3)
- ③ 夜間・休日に小児の軽症患者の診療を行う小児初期救急センターの運営に対する支援
- ④ 重篤な救急患者を24時間体制で受け入れる救命救急センターの整備に対する支援（これまで救命救急センター運営費補助の対象となっていなかった施設も対象となるよう支援を充実）

(周産期医療対策)

- ① 総合周産期母子医療センターの運営（新生児担当医への超未熟児出産支援手当に対する支援を含む。）、母体搬送コーディネーターの配置に対する支援
(関係資料・指-19)
 - ② 地域周産期母子医療センターの運営（新生児担当医への超未熟児出産支援手当に対する支援を含む。）に対する支援（関係資料・指-19）
- このほか、平成21年度予算案においては、産科医療の確保に関して、次のような事業を計上している。
 - ① 産科医療を担う医師等に支払う分娩取扱手当に対する支援
 - ② 出生数の少ない地域に所在し経営に困難が生じている産科医療機関の運営等に対する支援
 - ③ 病院内保育所に対する支援等による女性医師・看護師等の離職防止・復職支